

6 - (2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

① 河川

ア BOD等に係る環境基準

(平成27年3月末現在)

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋 米之津橋	S48. 6. 29	H7. 6. 5見直し(旧:C)
高尾野川	全域	A	イ	桜橋 出水橋	S50. 4. 21	H19. 3. 30見直し
折口川	全域	A	イ	田島橋	S50. 4. 21	H19. 3. 30見直し(旧:C)
高松川	全域	A	イ	浜田橋	S50. 4. 21	
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木大橋	S48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷 小倉	S46. 5. 25	H20. 3. 28見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50. 4. 21	H8. 6. 5見直し(旧:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S50. 4. 21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	S50. 4. 21	
大里川	全域	A	イ	恵比須橋	S50. 4. 21	H19. 3. 30見直し(旧:C)
神之川	全域	A	イ	大渡橋	S51. 4. 26	H19. 3. 30見直し(旧:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋 万之瀬橋	S49. 7. 5	H19. 3. 30見直し
加世田川	全域	A	イ	田中橋	S49. 7. 5	H19. 3. 30見直し(旧:B)
花渡川	全域	A	イ	上水道取水口 第一花渡橋	S52. 6. 17	H19. 3. 30見直し
和田川	全域	B	イ	潮見橋	S49. 6. 14	H19. 3. 30見直し(旧:C)
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	S49. 6. 14	
脇田川	全域	B	イ	南田橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し(旧:C)
新川	全域	B	イ	第二鶴ヶ崎橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し(旧:C)
甲突川	全域	A	イ	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し
稲荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	S47. 6. 19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	B	イ	黒葛原橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し(旧:C)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	S49. 6. 14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	S49. 6. 14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	S49. 6. 14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	S49. 6. 14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	S49. 6. 14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	S49. 6. 14	
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	A A	イ	内之野橋下流	S50. 7. 1	H8. 6. 5見直し(旧:A)
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	A	イ	中洲橋	S50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	S50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	S50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	S50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	S48. 12. 7	H20. 3. 28見直し(旧:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	S48. 12. 7	H20. 3. 28見直し(旧:B)
串良川	全域	A	ロ	串良橋	S48. 12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河口から300m上流	S48. 12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	S48. 12. 7	
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	S48. 12. 7	
前川	全域	A	イ	権現橋	S50. 4. 21	H7. 6. 5見直し(旧:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S48. 6. 29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S48. 6. 29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S48. 6. 29	

イ 水生生物に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
甲突川	全域	生物B	イ	3	H22. 3. 30	
天降川	全域	生物B	イ	1	H22. 3. 30	
高尾野川	全域	生物B	イ	2	H23. 3. 29	
折口川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
高松川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
五反田川	全域	生物B	イ	2	H23. 3. 29	
八房川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
大里川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
神之川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
万之瀬川	全域	生物B	イ	3	H23. 3. 29	
加世田川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
花渡川	全域	生物B	イ	2	H23. 3. 29	
思川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
別府川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
網掛川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
中津川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
検校川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
安楽川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物A	イ	1	H24. 3. 30	
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
串良川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
本城川	全域	生物B	イ	2	H24. 3. 30	
高須川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
神ノ川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
雄川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
田原川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
菱田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
前川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
横市川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
稲荷川	全域	生物B	イ	2	H24. 3. 30	
新川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
永田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
脇田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
和田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
川内川	全域	生物B	イ	3	H24. 3. 30	
肝属川	全域	生物B	イ	2	H24. 3. 30	

② 湖沼

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	A	イ	3	S52. 6. 17	
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	3	S56. 1. 26	
鰻池	全域	A	イ	1	S57. 11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	2	H 9. 6. 25	

イ 全窒素及び全磷りんに係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	II	ロ	3	S60. 6. 7	全窒素については当分の間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	IV	イ	3	S61. 12. 10	〃
鰻池	全域	II	イ	1	S62. 6. 10	〃
高隈ダム貯水池	全域	III	イ	2	H 9. 6. 25	〃

ウ 水生生物に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備考
池田湖	全域	湖沼生物B	イ	3	S22. 3. 30	
鰻池	全域	湖沼生物B	イ	1	S22. 3. 30	
鶴田ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	3	S24. 3. 30	
高隈ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	2	S24. 3. 30	

③ 海域

ア COD等に係る環境基準

水域	範囲	基準点数	該当類型	達成期間	類型指定年月日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	B	イ	S51. 8. 9
〃 (2)	米之津川河口海域	1	A	ハ	〃
〃 (3)	全域から上記を除く海域	5	A	イ	〃
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港	2	B	イ	S53. 9. 1
〃 (2)	万之瀬川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	A	イ	〃
〃 (4)	川内港	1	B	イ	S57. 2. 10
〃 (5)	串木野港	1	B	イ	〃
薩摩半島南部海域	全 域	3	A	イ	S52. 6. 17
鹿児島湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	A	イ	S50. 7. 1
〃 (2)	鹿児島港本港区	1	B	イ	S50. 7. 1 (H7. 6. 5範囲変更)
〃 (3)	〃 南港区	1	B	イ	S50. 7. 1
〃 (4)	〃 木材港区	1	B	イ	〃
〃 (5)	〃 谷山一区	1	B	イ	〃
〃 (6)	〃 谷山二区	2	B	イ	〃
〃 (7)	山川港	1	B	イ	〃
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1	B	イ	S51. 8. 9
〃 (2)	菱田川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (3)	肝属川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	〃
西之表港海域	全 域	2	A	イ	S53. 9. 1
名瀬港海域 (1)	新川河口海域	1	B	イ	S52. 6. 17
〃 (2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	〃
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	A	イ	S57. 2. 10

イ 全窒素及び全磷^{りん}に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備考
鹿児島湾	全 域	Ⅱ	イ	26	H 8. 6. 5	
八代海南部海域	全 域	I	イ	7	H11. 5. 14	

※ 達成期間「イ」とは、ただちに達成

「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成